

令和6年度第1回個人住民税検討会

令和6年7月30日

- 1 日時：令和6年7月30日(火)15時00分～17時00分
- 2 場所：総務省 低層棟102会議室
- 3 出席者：林座長、石田構成員、小畑構成員、加藤構成員、神山構成員、小西構成員、
齊藤構成員、坂巻構成員、柴田構成員、末吉構成員、鴫田構成員、藤原構成員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税における現年課税化について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 議題「個人住民税における現年課税化について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(議事概要)

- この現年課税化をするに当たり、やはり住民税の申告はどんな形でも義務化したらよいのではないかという話があったと思います。

というのは、例えばアルバイトをしていて、課税最低限以下を年間で稼ぐとしても、現年課税化という意味では、今は所得税もそうになっていないかもしれないですけども、源泉徴収が行われる。例えば50万円だとしても源泉徴収が行われるという状況があって、最後にポチッとすると、インターネット上でデータが全てデジタル化されて、最後にポチッとすると還付があるという仕組みが望ましいのではないかという話があったと思います。最後の13ページを拝見すると、必ずしも納税者の申告が前提となっていないようですが、検討会としては申告をどのように扱っていくのでしょうか。

- 住民税は今、申告している人、年末、給与とかじゃなくて、現状申告している人というのは、所得税の申告者と同じだと考えてよいのですか、ほぼ同じだと。違うのですか。

- 基本は多分、国税で申告すれば完結する人たちが恐らく多いのだろうと思うのですが、ゼロ申告みたいところで、住民税に申告するというのは、多分、一定程度いるのだろうと思うんですけども、基本、所得税に確定申告すれば、住民税が必ずというところには、多分、大まかにはなっていないのかなと思っています。
- 住民税だけ申告している人ですね。プラスでどれぐらいおられるのかなという。
- 総務省から補足になります。今おっしゃっていただいたとおり、住民税のみ申告している方というところの数字、客観的なデータは、今、取っていない状況ではあるのですが、なので、先ほど話があったとおり、確定申告した場合は、もちろん住民税の申告があったものとみなしますよと。一方で、住民税だけを申告する方というところが、数百万人程度いるのではぐらいな感覚論でしか、まずございません。インセンティブというところで言いますと、住民税の課税状況を課税証明書であったり、所得情報を用いている社会保障制度、例えばですが、修学支援金であったりみたいところで、所得がないことも証明として出さないといけないというところで、いわゆるゼロ申告というものがあったり、単純に20万円以下で収入があって、申告される方、それはほかの控除やら何やらの関係で、申告したほうが得だという方はインセンティブとして住民税のみを申告されるパターンもあり得ると承知してございます。
- 義務化という言葉が今出ましたけれども、マイナンバーの義務化ができていないからなかなか、飛び越して義務化というのは難しいかもしれませんが、マイナンバーの義務化ができれば、さっきの住所のところって、結構、クリアできるのかなと思います。
- 今年度改めて少し考えてみますと、やはり1つ、大きな転換点はマイナンバーが入って、マイナンバーカードの普及を進めるという状況で、1つ口座はひもづけということ、1つ実務的な課題としてあろうかと思しますので、還付するときに口座のひもづけが、現状、足元、最新のデータ、私まだ持っておりませんので、またどこかの委員会の参考資料という形で、口座のひもづけがどの程度進んできたのかということを見せていただくと、まだひもづけていない方、こんなにいるのかとか、逆に結構、ひもづけが進んだなということで、大卒では還付しやすくなってきたのかなということも分かってくるのかなというのが1点目。

2点目はデジタル化、昨年度も議論いたしました、国税のほうで割と今度、紙で納税申告を提出されている方にスタンプを押しませんと。何か受付印を押さないということ、を国税の方から伺ったのですが、だんだんeLTAXのほうに流していくというか、eL

TAXをメインに少しずつでもスライドさせていくということで進んでいるように思われますので、eLTAXが普及してくると現年課税化がしやすくなるのかどうか。もちろん、市町村で精算をするのか、企業のほうで源泉徴収の精算をするのかという大きな論点がございますけれども、まず納税者にとってどの程度の負担が、還付も含めてあり得るのかという点は、改めて現状を踏まえて整理するというのは有益ではないかと考えます。

もう1点、事務負担、これはまさに源泉徴収義務者として企業の、特に会計をやっている方が年末調整で御負担を負っていらっしゃるところで、あえて企業のほうに年末調整という形で現年課税化をしたときに、計算をしていただくときに1つやはり大きいのは、自治体ごとに独自の均等割の非課税限度額が違うとか、若干、裁量で標準税率からずれているというところがゼロではございませんので、そういった細かいところの処理というのが、例えば先ほどの基幹システムとの関係で、実は企業のほうでそんな負担なく、もう精算ができますということになるのか。いや、そんな見通しは全く、今回、資料11ページのほうですね。標準化してもそのような状況は変わらないんだということなのかというところが、もし、ちょうど機構の方もいらっしゃると思いますので、そういった技術的に、今までできなかったことが楽になりますよということがあれば、ぜひ実務の方から教えていただけると、我々の認識も更新できていくと思いますので、逆に電子化共通システムを入れたところで、そういった独自課税のところの項目というのは、企業のほうで、ボタン1つで楽にはなりませんよと。

結局、住所地を把握するという問題があるので楽ではありませんよということであれば、もうそのとおりにかなと思いますので、そういった企業の方の事務負担、あとは自治体の負担が問題になってくるわけですが、今回の参考資料で言ったら、定額減税でかなり企業も税理士の方も、そして自治体の方も特に大変だったと。誰も楽だったということは、なかったと思うんですけれども、かなり皆様、御苦労されたと伺っておりますので、こういった1つ経験を踏まえて、こういったところにやっぱり技術的なハードルがあって、そういったものが解決されると現年課税化に進めるのかということが、もし今回のこの定額減税で何か知見が得られたのであれば、それはぜひ今後の、せっかくやったことですので、1つ経験として次に生かすということは考えてもいいのかなと考えた次第であります。

最後に、この自治体の標準税率との関係で、いつも考えなければいけないと思うのは、独自課税をしたい自治体が精算をするということでもいいのかどうか。言い替えますと、小

さい自治体が独自課税、標準税率からずらすとか、課税最低限を変えるということをした
かった場合に、事務負担が大変だからやめてしまう。全部標準に合わせるということが、
それは本当に地方自治にとって望ましいことなのかということは別途、別の観点からの
検討も必要かなと感じた次第でございます。

- ありがとうございます。御意見と何点か確認事項があったのですけれども、例えばひも
づけが今どれぐらいできているかとかって分かるんですかね。
- 手元の数字、2,400万件ぐらいみたいなところはあったんですけれども、すみませ
ん、現在値を確認はできておりません。
- ありがとうございます。給付も、ひもづけできていると早いよというふうにすれば進む
のかなと思うんですけれども、なかなかその辺がお願いベースになっているので。

あともう1点、これは難しいかもしれませんが、自治体ごとの違いということが
電算化できると、企業のほうは大分クリアになるのでしょうかということですが、
これ、やってみないと分からないというところなんですけれども、いわゆるデジタル化で
どこまで楽にできるのだろうということだと思っておりますけれども、もし何かお分りの
ことがあれば。

- 企業側の現在の事務が非常に大変だというのはよく聞いておりますけれども、その1
つとして、各自治体で様式が違ふとか、そういうところから始まって、まさにここにあり
ますように自治体ごとの独自項目があると、そこは煩雑の元だということは確かにある
と認識はしております。これがどれぐらい大変なのかについては、今度、また次回ですか、
実態について御説明する機会があると思っておりますので、そこで御報告させていただければ
と思っております。
- 現年課税化に関連してということだと思うところをお話しさせていただけるのだと思う
のですが、いろいろこれまで長らく議論してきてということで、先ほどからは所得税方式
と市町村の精算というふうなところもあったのですが、私としてはやっぱり企業に負担
をとというのはちょっと難しいかなと。直感的といいますか、感覚的なところではあります
けれども、思っております。

ですから、市町村のほうでというふうなところなのかなと。あくまで徴収する側の手間
といいますか、引き受けるべきだろうと。課税する側がというふうには思っております。
また、いろいろこの課税に伴ってというふうなところの情報を全て勤め先といいますか、
全てとは言わないのですが、そこへというのもいろいろ困難があるのかなという意味で

も、やり方としてといたしますか、その手間を引き受けるのは市町村であろうなと今のところ、特にどうしてもというわけではないのですが、思っております。

その上で、先ほど定額減税もありましたし、また、最近はふるさと納税であったり、ワンストップであったりと、まあまあ、手間といたしますか、負担といたしますか、多いのかなと思っております。ですから、もしこの現年課税でということがあれば、この際というわけではないのですけれども、仕組みをシンプルにできるところはシンプルにして、その手間を減らせるようにといたしますか、減らした上で進めたらいいのかなと。

今回、ここにはないのですけれども、例えば扶養控除なんかも私はなかなか複雑過ぎて、理解しようと思ってもまた変わった、こんなになっているというふうなところもあたりしますので、ああいう複雑になればなるほど、多分、その都度、手間が増えていくのだろうと。それをマイナンバーであるとか、AIとか、AIと言っていいのか、ITか分からないのですけれども、そういうものに頼っていくというのはもちろんありだとは思いますが、できればいろいろなものをシンプルにといたしますか、簡素にというふうなことをした上で進めていければ、何かいいのではないかなと、漠としたあれですけれども、思っております。

- 先ほども申し上げたとおりなのですけれども、その企業の事務負担によく御配慮していただきたいというところをございまして、ここには、これまでの議論では出てきているわけですけれども、企業が年末調整で処理してくれるというのは、さすがにちょっと、これ以上、企業に事務負担をお願いするのは、ちょっともうやっていけないなという感じはしております。

いろいろな問題が起きる元は、恐らくは住民税の地方独自のそれぞれの独自事項があったり、もっと申し上げれば、所得税との違い、控除とか、そういったもので課税ベースが違うというところ、こういったものがある限りは、それぞれ複数のラインで調整をせざるを得なくなってくるということで、現年課税だけを考えれば、住民税をやめて地方所得税のような所得税の付加税にしてしまう。そうすると年末調整は一本で済むし、基本的な問題は解消されるのではないかとは思いますが、一方で、地方自治の考え方から、そんなことがあっていいのかということは別途考えなければいけないということかなと思っております。

いずれにしても、事務負担が企業にしても自治体にしても、今より増えるということでは何のために現年課税をやっているのかわかりませんので、いずれにしても、現年

課税をやって、その結果、みんながハッピーになるような方向で制度設計はしていただければと思っております。

- 様式が自治体によって違うって、これ、別にこれだけではなくて、例えば事業税とか、いろいろなところで企業の方にそうやっておっしゃる意見があるんです。今言われた地方自治とか、地方分権とかでそれぞれがというところも分からないではないのですけれども、でも、それがあつた会社の方、千何百種類のが来るとおっしゃっていましたので、そこは例えば一括に、納税先が一括で、書類がたくさんないという状態で円滑に収められるということになると大分変わります。
- そうですね。今でもeLTAAX上でまとめてかなり申告納付ができるような仕組みを作っていて、もうそれだけでも非常に事務の簡素化にはつながっているという声はよく聞いておりますので、こういった方向でワンストップで終わるような仕組みになればいいと思っておりますが、なかなか自治体さんがたくさんありますので、一遍にはなかなか行くのも難しいのかなというところも実感でございます。
- 中小企業としての独自の部分が何かないといったときに、そもそも相手先は大企業ほど少ないかもしれませんが、中小企業の場合、まず、そもそも人が少ない。経理事務を行うような人数も少ないという中で、デジタル化も、大きめの中小企業はできているかもしれないが、線が小さくなればなるほどデジタル化が遅れているというものがあります。人手不足については、御存じのとおり、ただでさえ構造的に人手不足が続いている中で、待遇面でなかなか出せない中小企業は、より人手不足が続くというような状況で、これ、そもそも企業の存続にも関わるといふような状況です。賃上げもしなきゃいけないけれども、なかなか賃上げも大企業と比べるとしづらい。なかなか人が集まりづらい。若干、こういうつらい状況でございます。

そういう中で、事務負担が増えるとなると、本当に勘弁してくれと。この現年課税でさらに事務が増えるとなると、さすがにたまらんということになりますので、先ほど来、お話があるとおり、とにかく事務負担がなく技術的な対応もしくは仕組みを変えとかで、事務負担が増加せずに何か実現できて、まさにみんながハッピー、そういうナローパスかもしれないが、そういう道を行かないとしんどいなというふうに思っているところでございます。何かいい解があればいいんですけどもということでございます。

- 簡単に申し上げますと、今回、出していただいた市町村精算方式というのは1つ、何でしょう、企業負担という面から言うと、すごく有利になるのではないかなと思っております。

ころです。特に地方税の場合は、やっぱり地方団体で異なる税というところをそれぞれの企業さんに源泉徴収、所得税方式にした場合をお願いするというときに、そこがやっぱりネックになるというところなので、この市町村精算方式というところで何かうまくいかないかなというところは思って、お伺いしていながら思っていたところです。

今年、これを、いろいろな調査をするというときに、実際、企業がどういうふう運用しているかとか、どこに負荷がかかるかというようなところを、焦点を当てるといようなお話でしたので、それぞれ所得税方式ですとか、市町村精算方式というところを導入したときに、どの程度の負担になるかみたいなのところもお伺いできたりするといいたかと思えました。

さらには、市町村の御負担というところで、還付とか追加の納税とかいうところが負担になるというところですが、その点も大体どのぐらいのボリュームになりそうなのかみたいなのところとか、現在のこのシステムとか、e L T A X含めて、現在のシステムを用いると、それがうまくいくのかみたいなのところで、今年度、お伺いしたいなと思えました。

- 伺っておりまして、自治体と企業側の事務負担については、技術的な点については、よく御意見を伺っていききたいなと思えます。e L T A Xがさらに進化すれば、それでもまだ残る課題はどこなのかというところを伺いたいなと思っております。

それとともに、この現年課税化をして何がいいのかというところをもう一度思い出す。理論的には受益した年の税をその受益した団体に収めるということが望ましいということで、実務的にも何かメリットがあるはずだと思いますし、簡素に貢献するような仕組みを作ることもでき得るのではないかと思います。また、今後に向けて、10年後とおっしゃっていましたけれども、自治体の自由な裁量の余地が大きくなりますと、やはり前年課税ということだと、所得を出してから後で低い税率の自治体に移って税を免れるということが今はそれほど税率、差があるわけではありませんので問題となりませんが、もし自治体の自由な課税を許容していくということでしたら、そのようなことも問題になっていきますので、やはり理論的には現年課税化が望ましいところだと思います。

納税者、市町村、そして企業みんなの負担が少なくなる方法を検討するに当たって、1月1日の住所なのか、あるいは12月31日なのかという点と、住民税の申告義務化をするのか、賦課課税なのか、申告納税義務なのかといった大きな論点についても、いろいろな御意見を聞いていききたいなと思っております。

- 横浜市で言うと、税率が違うというところが課題だと先ほどお話が出ていたかなと思

いますが、横浜みどり税というものを取っております。均等割に900円賦課する形で取っている。その時点で企業さんからしたら、横浜市だけ違う取扱いをしなきゃいけないというような話が出てくるのかななんて聞いておりました。また、神奈川県全部で見ても、神奈川県自体が水源環境保全税というものをやはり取っております、これもまた少し複雑なのですが、0.025%加えるというような形です。そういった課題は、今後の議論でやはりクローズアップしていかなければいけないことなのかなと感じます。

一方で、確かに民間の皆さんからすれば、所得税方式というのはなかなか取りにくい、業務負担が多いので取りにくいのかなというのは、とてもよく分かったところなのですが、市町村方式だと、やはり還付事務についてはかなりの負担かなというところがあります。もちろん、都合のいいことだけ言ってはいけないのですが、今は特別徴収という形、特に横浜市はサラリーマンの方が多いですので、会社さんにかなり徴収について担っていただいているというところがありますけれども、仮に市町村で精算するという方式を取った場合には、ちゃんと読み込んでいないので間違っているかもしれませんが、感覚的には個人、個人に還付をしていくことになるだろうと。

還付行為としては、通知を必ずしなければいけない。現時点では、そういうことになっていきますし、また、地方税が福祉サービスの基本になっていくということもありますので、どこかで税額は決めないといけないという課題もあるのかなというところになると、市町村精算方式がウィン・ウィンになるか分かりませんが、自治体にとってはやはりかなりの負担になる。デジタルが今後どのくらい整理されていくのかにもよりますので、一概に駄目ですというわけではないのですが、そういった課題があるのかなと。ただ、所得税方式にももちろん大きな課題があるというのは承知していますので、そういったことが今後議論できればいいのではないかなと感じた次第でございます。

- 自治体の皆さんは徴収側であると同時に、従業者というか、職員の方に対しては事業者としての立場もおありですよ。だから、その辺りも、もしあれだったら、自治体のほうで給与担当のほうというか、そこの立場は、こちらの企業の方と同じ立場に立たれるかもしれないので。
- そうですね。
- 意見を聞いておいていただけたらいいかなと思います。還付は通知義務、追徴もそうですね。
- はい。

- お伺いしたいのは、その還付の前に通知をするというのは、今、企業さんに賦課の金額をお伝えするのよりも事務は増えるのでしょうか。
- 今、自分の中できちんと整理されていないので、また次回にとは思いますが、感覚的に言うと、今、会社さんベースで全て処理をしています。横浜市だと人口が370万人ほどいます。それで市民税が200万人ぐらいだったかな、これはまたきちんと整理しますけれども、仮に200万人、対象がいたとして、ただ、事業者数で言うと特別徴収義務者として指定させていただいているのが17万件弱ぐらいなんです。そこで課税の出っ込み、引っ込みがあったときに通知をするのは、サラリーマンであれば会社側に通知をすればいいという形で、それに応じて会社さんのほうが我々の通知に従って給料から引いていただければいいというやり方になるんですけども、精算ということになれば、イメージ、6月ということになるのかなと。普通徴収の通知発送が6月ですので、6月になるのかなと思うんですが、そこでそれこそ精算してきたものを一斉に通知をしなければいけないという事務が発生するのではないかと。
- 単純に数がやっぱり企業さん相手と個人1人1人とだと数が違う。
- はい。桁が変わってしまうかなという印象は持っています。
- これがメールでできたらいいなと思いますけれども。
- 今度、メールアドレス管理の問題が出てくる。eL TAXだと登録していただいたeメールに、簡単に言うとパスワードをつけて会社さんに送るというやり方で整理をしているんですけども、個人様のほうは簡単に誰でも開けるような形で送るわけにはいきませんので、それはeL TAXなりとの関係も出てくるのかなとは思いますが。
- 事業者が自分のところにいる個別の市町村方をまとめて給与支払報告書を提出いただいて、その給与支払報告書を提出いただいた分の通知をある意味まとめて会社さんのほうにお送りしているという形。
- 本日、ここに来るまでは切替えのときの課税の在り方は難しいだろうなということは、それも随分以前から考えていました。いたのですが、今日、お話をお伺いし、また、資料を見させていただいて、企業と市町村の事務負担が、これはどのような方式を採用したとしても、かなり増えるのだなと。逆に言えば、今の方法というのは、事務負担の観点から見ると、まあまあ、よくできている制度だったのだろうなということを感じたところでした。

このような非常にハードルの高いけれども、現年課税にすべき、それは昔から自分も現

年課税のほうがいいだろうと。発生と精算に近いほうが、それはいいに決まっていますので、いろいろな困り事もこれで解決するという可能性も出てきますので、それはいいとは思いますが、ただ、そのハードルの高さにちょっとたじろぐ、そういうふうな感想を持っています。そこでお聞きしたいのが、勇気を与えていただきたいという意味なんですけれども、これほどまでにハードルが高いけれども、やっぱりそれでも現年課税を議論しなきゃいけないという、その1番か、2番、3番、幾つか要素があると思うんですけれども、どういった点に着目して、今後これを取り組むべきなのか、それを今さらなんですけれども、始めてまいりましたので、教えていただければありがたいと思っています。

- 道筋をつける上で一番大事なのは、こういうふうに変えていくほうがいいんですよというものの周知なのだろうと思います。この点に関して、また私からも後ほどまた少し発言できたらと思っています。ただ、今おっしゃっていただいたのは、すごい大事なことで、どうしてもこの点が難しいという、そこに議論が上がっていくんですけれども、いや、ちょっと待って、そもそも何でという話に立ち返ることも非常に重要だと思いますので、その点もよろしくお願いします。
- e L T A Xというものも、システム、この役割とか責任というものがまたさらに大きくなっていくというふうに考えておりますので、この検討会を含めて自治体、あるいは企業の皆様の声をお伺いしながら、このe L T A Xというものが納税者の利便性の向上ですとか、あるいは税務行政の効率化といったものにどう生かしていけるかということをもたまた考えていきたいと考えております。
- 先ほどの補足で、公金受取口座の数ですけれども、まず2024年6月30日時点で6,320万口座、マイナンバーカードの普及が同日で9,278万人にという、まず状況です。先ほどの御質問ですけれども、水道料金で口座引き落とししますよというのは、水道料金に対して本人が承諾しているだけであって、別にそれをその他全般のものに許容しているわけではないので、もちろん当然にほかのものには転用できません。ただ、一方で、今回、公金受取口座の法律を作りましたけれども、これに関しては、本人の同意さえあれば、ほかの地方税の還付であったり、国保料のものであったり、何であったりという公金の受け取りに使えますよという一応、法律を整備している。なので、あくまでも前提としては、本人が同意したものに対して、その口座に受け取れるというところは大前提としてあるのかなと認識してございます。この辺りは、特に市町村のほうでというふうになったときには、すごく大事なポイントかと思えます。

○ 事前に資料等もお送りいただきまして、拝見はさせていただいたのですけれども、随分と深い議論をされていたのだなというのが私の第一印象です。その中で、先ほどもお話がありましたけれども、そもそもこの現年度課税がなぜ必要なのかというところの必要性の問題について少し私見としてお話をさせていただければなと思います。

私もこの現年度課税には前々から、いち早くやるべきではないかなという事は思っておりまして。その一番の理由としますと、地方税とすると、この市民税、いわゆる住民税ですね。これは大きな市町村にとっては基幹税であるということで、その中で賦課があって必ず徴収がなければいけない。その賦課徴収が1つでなければいけないというのがやはり地方税の在り方なのかなと前々から思っております。昨今、やはり外国人の短期労働者等も増えております。それから、何らかの事情によって、いろいろな支援を受けなければいけない生活支援者というものも多々増えていっている中で、では、その方たちがどの程度いるかということも、これからは大きなその要素にはなっていくのかなと思っております。

これは例えばが大きな市町村であったりとか、一方で、10万人から20万人ぐらいの市町村であっても、これ、それぞれの市町村においても大きなウエートは占めてくるのかなと思います。その中で今後、この現年課税化というものが、私的には置いていってはいけないのは高齢者なのかなと思います。いろいろな申告を義務化する、いろいろな形で議論はされてきているかと思うのですけれども、なかなか今の現状の、例えば1つ、年金特別徴収制度、これ、今の制度では老人の方は全く理解されていないというのが現場の現状です。というのは、仮徴収があったりですとか、本徴収があったりですとか、本徴収がされているのに何で還付が受けられるのかとか、そのからくりが全く高齢者の方には理解されていないというのが、そもそも現状にある。では、それを含めた中で現年度課税というのはもっともっと必要になってくるのかなとは思っています。ただ、やはり年金の支給のスタートと、今、現状は住民税の納付のスタートというのが全く違う時期であるということが1つネックになっているのかなとも思います。

あともう一つ、今後、この現年課税化として、もっともっと私は大事になっていくのは、マイナンバーの普及なのかなと。今現在、住民税は賦課期日というのがあります。では、その賦課期日があることで、ある程度退職した後も各納税者がどこに移動しているのかというのは、ほぼほぼ事業者からの異動届とか、そういったもので今は把握はできていると思うのですけれども、今後、現年度課税になったときに、じゃあ、どこまでそれが今ま

での異動届と同じように対応できていけるのかどうなのかということもやはり考えていかなければいけないのかなと思います。そういう中で、やはり現年度課税というのは、ある程度、ある程度やはり市町村の負担というのは、もうやむを得ないのかなと思っています。

ただ、先ほどのほうからも話がありましたけれども、今、現状においてもかなりの負担はあるなどは思っております。所得税方式と市町村課税方式、精算方式というのもあると思うのですが、そもそもやはり先ほども冒頭にお話ししましたけれども、市町村税、地方税は、会費的要素が多分に含まれているとよく言われている中で、扶養控除の金額についても差異がある。人的控除の差があるといったところも、もしかすると見直す1つの契機になっていかなければいけないのかなとは感じております。そういった中で、じゃあ、どこがどういった形で、その負担の割合を決めていくのかというのは、やっぱり重要なところになっていくのかなというのか、この今回、資料を読ませていただいた中で一番感じたところですよ。

- 小さな町で税をしていますと、隣が福祉課とか、保険課とか、そういう全体的な業務を見る機会があります。福祉の給付とか、あと介護保険料とか、高額療養費とか、毎年の給付金とか、全て住民税の所得であるとか課税があるのかないのかというのが、役所の、いわば住民の方のお財布に関わる事業のほぼほぼ漏れなく住民税の所得情報、課税情報が使われています。ですので、いわば役所の中は、6月の賦課を待っているような状態ですね。賦課が確定した段階でみんな所得情報をバースと拾いに来て、いろいろな給付とか保険料の段階に使っていくという現状がありますので、やはり現年課税するにしても、どこかで所得を確定して、市町村の事務として使用できるような状態にはしないとイケないのだろうなと思います。

逆に、住民税だけ現年課税して、あと例えば国民健康保険料とか、介護保険料とか、公金については今までどおり前年度所得を採用して、保険料を賦課していくのかということも考えなければいけないのだろうなと思いますし、そののところを何か、現年度課税するのだけれども、いずれにせよ、どこかで賦課を確定させて、何か課税をする。一旦、課税する。もしそれを精算するとしても、所得税と同じように引かれていた分と差し引きしてという、その時点であなたの1年間の所得はこれですよ、これを今後1年間、行政のいろいろな所得が必要なところに回っていきますよというふうに、これまでもなるのか。逆にデジタル化が進んで、いや、もう前年度の所得なんて使うのは、これからなくなって

いくんですよとなるのか、そこが私、見えていないなというところではあるんです。

そうしないと、今回、定額減税を実施したのですけれども、減税し切れない方について、その差額を給付するという今やっているのですけれども、所得税の減税し切れない分も市町村がする。しかも、市町村だけの減税の調整給付金であれば、1円単位なり100円単位で調整できるのですけれども、所得税の調整給付金が入ったがために、恐らく1万円単位でのざくっとした給付になってしまったのだらうなということで、それはなぜかという、多分、この申告納税制度とか、源泉徴収制度か、年末調整制度ですので、所得税のほうが。結局、国のほうでは一人一人の確定した所得税額を持っていない。持ち得ないということがある意味分かったというのでしょうか、結局、一人一人の所得の情報を把握しているのは、やっぱり各市町村しか今のところないのだらうなというところなのかなと思ひまして、だから、今後、所得税方式と言いながらも、市町村はやはり最終的な責任として、住民一人一人の所得を名寄せしたものを把握するタイミングが、どこかで必要なのだらうなとは思っているところです。

- ありがとうございます。住民税の所得をいろいろところで使うのでというのは、これも議論は出ていますけれども、ここで具体的に、じゃあ、そのとき、どう使うかということとは特に議論がまだできていないところかと思ひます。
- 所得税の源泉徴収で、いわゆる甲号、乙号ってありますよね。所得税、要するに本業じゃないところの、あれ、基本的に所得税だけ引かれていますよね。例えば副業とか、何かそういうことが出てきたときに、この乙欄適用という人が増えてきているんだらうかというのが少し気になるんですね。そこが増えてきていると、結局、年末調整でけりにつかない人がすごく増えてきているということですよ。なので、企業の年末調整、本務の企業での年末調整では片がつかないケースがすごく増えてきているということがもしあれば、これはやっぱりどうしても市町村のほうに行かざるを得ないと思ひます。それが特別徴収で税額だけ計算して送ればよいのか、追徴なり還付なりというところまでしていただかないといけないのかというところが議論になると思うのですけれども、そこが少し増えているのかなというのが1つ。

それから、原稿料とか、さっきもお話が出ていましたけれども、10%で、所得税で10%ですけれども、これ、もともと所得税の最低税率10%だから10%ですけれども、今、所得税5%ですよ。当然、それを含めて申告する人はいいんですけれども、そうじゃない人、例えば5%の段階で済む人も10%で源泉徴収していますよね。それは申告し

て還付とか受けられているんですかね。そのままなんですかね。もし現年課税するとしたら、さっき少しお話しがありましたけれども、その辺りの住民税も合わせた源泉徴収をするとしたら、所得税と住民税との、あれ、利子割とかもそうですけれども、5と10で、住民税が5で、所得税が10でいいのかというのはあると思うんですよね。住民税が10で、所得税が5じゃないのとも思うんですけれども、その辺りが、我々で言うところの雑所得というんですか、そこら辺りのところも出てくるし、さっきの乙欄も、その住民税が引かれていないので、これ、結局、後で12等分した、そこで特別徴収とかに反映されてくるんですけれども、結構、住民税もそのとき引いておいてよということもあるかもしれないんですよね。後で引かれるのであれば。

それから、年金の話がさっき出ていたんですけれども、年金って、変な話ですけれども、亡くなられたら、翌年どうなるんですか。年金を変な話、たくさんもらっていたけれども、翌年、亡くなられた。これは給与とかでも同じことかもしれませんけれども、それは特別徴収とか、前年の年金に対してとかいって課税するものなんですか。

- 基本的に1月1日、存命でなければ、前年の所得があっても課税はされない。
- 1月1日に存命でなければ。その場合は、結局、最後の年は払わずにと、そういうことは、現状、起きているということですよ。まあまあ、これはサラリーマンでも同じかもしれませんけれども、それはそうですね。1月1日に住民票がなければ、それはそうですね。分かりました。だから、何かそこら辺りの、なぜかというところ、さっきお話しが出た、外国人の、前にこの検討会に豊島区の方がお見えになっていて、割と切実な外国人の方の対応で、早く現年課税をというふうにおっしゃっていたのがすごく印象的だったんですけれども、いろいろ野球で、助っ人で来て高い給料を取ったけれども、あんまり活躍できずに12月に帰っちゃったとかいう人は、所得税は払っているけれども、住民税、このときも納税管理人というのを置いて、帰っても納税をしてもらうというふうにと、いう建前というか、制度はそうでもなかなか実際には、その辺りから帰国、出国時の課税とかという議論も当時した覚えがありますけれども、その辺りも発生時で源泉徴収ということができれば、かなり解決できるのかなど。

もちろん、1月、2月に来日して12月に帰っちゃった人、住民税が1月1日にないので、どうする。もし仮に源泉徴収した場合、その人の税金、どこに、どの自治体に入れるのだというのがあるかと思えますけれども、それはちょっと極端なケースかもしれませんけれども、外国人のケースというの、現年課税すればいろいろなこと、こういうこと

が解決できるのだという公平の観点から、そういうことがお示しできれば、先ほどのそもそものというところに、そういう問題がやっぱり増えてきているのではないのかなとは思いますが、個人の副業も含めて、だから、その辺りが、この議論を始めた十何年前とはまた違う、その頃は働き方改革とか言っていなかったですから、だから、それがいろいろな違う観点、出てきているので、その辺りも少し明確にできたらよいなと思っています。

- 細かい点で恐縮なんですけれども、資料3の14ページの一番下です。今、関連している、報酬、料金の源泉所得税、確かに今あります。これが範囲がなかなか難しく、源泉すべきか、せざるべきか、なかなか難しい。そういうふうなことでもあるのですが、ここで住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられると、こう記載しておられるのですが、これ、なぜ必ずその住民税においても必要となるのだろうかというふうに思いました。これは何か理由があるんでしょうか。
- 所得税方式の場合に限って、12ページを見ていただきますと、これが所得税方式のあれなんですけれども、完全に今の住民税、所得税と同じ方式にした場合に、この報酬とか原稿料の支払いについて、この市町村がどう把握するかといいますと、申告によってしか、これ、把握できない状態になります。そうすると、万が一ですけれども、申告等がされないような場合には、完全に取りっぱぐれてしまいますので、それについてはやはり所得税と同じように仮徴収という形で源泉徴収させていただかないと、税収に相当影響があるのではないかと、そんな考え方でございます。
- いわゆる勤労に類似するようなフリーランスとか、そういったものは恐らく大量、私が思っていたよりもすごく増えてきているというのは事実でして、そこについて住民税の源泉徴収というんですか、これは施したほうが良いと。
- はい。所得税と同レベルの源泉徴収制度がないと、やはり住民税のほうでかなり税収のロスが出るのではないかと、そんな懸念があるということです。
- さっきの乙欄で金額が少ないのでという、それに対して申告していない人というところは、所得税は源泉徴収されていますけれども、住民税はされていないので、その辺り、結構、漏れているよねというのを、ここで議論したときには今おっしゃったとおりで。
- その乙欄の話で申し上げますと、給与支払報告書そのものは住民税、市町村のほうに参りますので、その後、ほかの所得と合算して住民税を算定した上で、主たる給与所得者のところに特徴してくださいというふうに送って取っているという、そういうようなことになるとは思います。

- それ、でも、乙欄の全部来るんですか。例えば年間で20万とかというのも全部。
- 給与支払報告書は、もう全部です。
- 市町村のほうでは、いろいろな賦課資料を合算した上で最終的には税額を決定する。その中で、乙欄があれば、その確定申告をして、そこでまた改めて、その個人の方が精算しているという方も多々いらっしゃいますので。
- 申告してないから、住民税、これはかかっていないと思いついでいる人もいらっしゃるのではという気がしました。入っているのですね。
- 入っています。
- これ、現年課税方式になるということは、住民税は賦課課税ではなくなるということですか。
- 例えば資料12ページとか、13ページ、過去、いろいろ検討したものを使ったもの、当時の考え方がどうだったかは分かりませんが、今、我々の認識としては、所得税方式になった上で、完全にこれは賦課ではなくなるというイメージです。一方で、13ページのほうは、こちらは最後のこの精算の段階で、恐らく賦課っぽいことを多分やることになると思いますので、恐らく給与だけの源泉徴収を行って、他の所得を恐らく最後、合算する、同じような今のやり方になるのかなというイメージはしております。ただ、いろいろなバリエーションはあるかと思えます。
- 最後の市町村精算方式というのが、年末調整もそうですけれども、追徴・還付なんですけれども、追徴というのができるのだろうか。市町村になった場合に、給与であれば、余分に引くという話で、まあまあ、ある種、有無を言わず追徴になったということが後で分かるんですけれども、これだけ追徴なので払ってくださいよというやりとりが、これ、大変やろうなというふうには思っているのですが、私は、個人的には基本還付になる形にして、精算できるのがよいのではないかなと思っています。そのほうが住民の方も、意識してもらおうのいいのか悪いのか分かりませんが、やっぱり住んでいるところへの税金というのは意識してもらったほうがよいと思っています。
- ただ、この市町村の精算方式ですと、先ほども私、お話ししましたがけれども、取りっぱぐれは減るのかなという気はします。と思います。
- やっぱり税金の公平だと、そういう漏れがなく払っている人とそうじゃない人ということを考えると、どうしても、その取りっぱぐれという言葉になってしまいますけれども、世の中、複雑になっていろいろな仕事が変わる、職場が変わる人、異動、住所地が変

わるというところになってくると、その取りっぱぐれている部分もやっぱり、どうしても可能性としても増えてくるのではないのかなとは思っています。

あと、マイナンバーで、まだ、ここは何回かお尋ねしているんですけども、よく分からない。マイナンバーの番号を言えば住所は届ける必要はあるんですか。マイナンバーを言えば住所が自動的に伝わるんですかね。そこが、さっきチラッと異動届の把握というふうにおっしゃっていたんですけども。

- 多分、100%網羅されればという前提はあるかと思います。中にはまだマイナンバーカードをお持ちでない方もいらっしゃると思いますので。
- 仮にマイナンバーが普及、100%に限りなく近づいたとして、一応、住所地で申請していますよね、マイナンバーカード。引っ越したときは、マイナンバーカードの情報としての住所は、何か手続が必要なんですか、勝手に変わるんですか。
- 住民基本台帳のほうが変われば変わります。
- はい。マイナンバーそのものは、もう国民全員に付番されておりますけれども、住所が自動的に分かるかどうか、その場面についていろいろあると思うんですけども、会社の方がマイナンバーを使って、自分のところの従業員の住所を把握する。これはできないようになっていますので、ただ、一方で、自治体のほうはマイナンバーさえ分かれば、住基端末がありますから、そこにポチポチと入れれば、マイナンバーが本当に合っていれば、正しい住所情報が出てまいります。
- だから、さっき、納付のときに番号さえ添えて一括して収めれば、こっちで振り分けてもらえるのであれば、企業の方は大分効率化になるのかなと。
- その部分については、eL TAXという仕組みがありまして、今、住民税の特別徴収については、大きな企業さんですと、いろいろな住所地の方がいらっしゃると思いますから、それについては、マイナンバーではないですけども、ちゃんとした管理番号を振っていただければ、ポンと納税すれば、あとは自動的にeL TAXの中で振り分けて各市町村に納税できるという仕組みが今はできています。

以上